

第 20 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和3年10月22日(金) 午前10時00分から

○ 議 題

1 議 案

(1) 議案第79号 練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則 (資料1)

2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報 告

(1) 教育長報告

- ① 令和2年度決算特別委員会および令和3年度予算特別委員会における質問項目について (資料2)
- ② 令和4年度に向けた練馬区立学童クラブおよび練馬区ねりっこクラブ運営業務委託事業者の決定等について (資料3)
- ③ その他

議案第79号

練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年10月22日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

練馬区教育委員会会議規則（昭和46年5月練馬区教育委員会規則第5号）の一部をつぎのように改正する。

第3条のつぎにつぎの1条を加える。

第3条の2 教育長は、必要と認めたときは、委員会の会議を教育長および委員が映像および音声の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）により行うことができる。

2 オンライン会議システムにより会議に参加した教育長および委員は、会議に出席したものとみなす。

3 オンライン会議システムによる会議において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声の送受信により教育長および委員が適時的確な意見表明を相互に行うことができると教育長が認めたときは、前項の規定により会議に出席したものとみなすことができる。

第5条につぎのただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムにより会議を行う場合は、この限りでない。

第12条につぎの2項を加える。

2 教育長は、必要と認めたときは、オンライン会議システムにより関係職員を会議に参加させることができる。

3 オンライン会議システムにより会議に参加した関係職員は、会議に出席したものとみなす。

第20条中「議場に現存する」を「会議に出席している教育長および」に改める。

第22条第1項中「および無記名投票の3種」を「、無記名投票その他の方法」に改め、同条第2項中「討論」を「、討論」に改め、「により」のつぎに「、または教育長が適宜定める方法」を加える。

第26条中「者」のつぎに「およびオンライン会議システムにより会議に参加している者」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

練馬区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

オンラインにより教育委員会会議を開催できる環境が整ったため、練馬区教育委員会会議規則（昭和46年5月練馬区教育委員会規則第5号）について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 第3条の2を新設し、教育長は、必要と認めたときは、委員会の会議を教育長および委員が映像および音声の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により行うことができることとする。
- (2) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区教育委員会会議規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>[新設]</p>	<p><u>第3条の2 教育長は、必要と認めたときは、委員会の会議を教育長および委員が映像および音声の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 オンライン会議システムにより会議に参加した教育長および委員は、会議に出席したものとみなす。</u></p> <p><u>3 オンライン会議システムによる会議において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声の送受信により教育長および委員が適時的確な意見表明を相互に行うことができると教育長が認めたときは、前項の規定により会議に出席したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第5条 委員の議席は、合議により教育長がこれを定め、氏名標を付する。</p>	<p>第5条 委員の議席は、合議により教育長がこれを定め、氏名標を付する。<u>ただし、オンライン会議システムにより会議を行う場合は、この限りでない。</u></p>
<p>第12条 [略]</p>	<p>第12条 [略]</p>
<p>[新設]</p>	<p><u>2 教育長は、必要と認めたときは、オンライン会議システムにより関係職員を会議に参加させることができる。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>3 オンライン会議システムにより会議に参加した関係職員は、会議に出席したものとみなす。</u></p>
<p>第20条 前条の場合、<u>議場に現存する委員</u>は、表決に加わらなければならない。</p>	<p>第20条 前条の場合、<u>会議に出席している教育長および委員</u>は、表決に加わらなければならない。</p>
<p>第22条 採決の方法は、<u>挙手、記名および無記名投票の3種</u>とし、教育長が決める。</p>	<p>第22条 採決の方法は、<u>挙手、記名、無記名投票その他の方法</u>とし、教育長が決め</p>

2 前項の決定に異議あるときは、教育長は、会議に諮り討論を行わないで挙手により採決方法を決めなければならない。

3 [略]

第26条 議場内にある者は、服装、携帯品に留意し、静粛を守り、議事の妨害となる言動をしてはならない。

付 則 [略]

る。

2 前項の決定に異議あるときは、教育長は、会議に諮り、討論を行わないで挙手により、または教育長が適宜定める方法により採決方法を決めなければならない。

3 [略]

第26条 議場内にある者およびオンライン会議システムにより会議に参加している者は、服装、携帯品に留意し、静粛を守り、議事の妨害となる言動をしてはならない。

付 則 [略]

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年度決算特別委員会および令和3年度予算特別委員会における質問項目について

1 令和2年度決算特別委員会

(1) 教育費

①日時 令和3年10月5日(火) 午後1時～4時45分

②場所 全員協議会室

③質問要旨

教育に関する 質問内容	学校教育に関すること
	1) 主権者教育の実施に関する学校への指示について
	2) 学校における主権者教育の取組について
	3) 練馬子ども議会と模擬選挙等の取組について
	4) 政治的中立の定義について
	5) 生徒自身の意思決定による校則の変更について
	6) 全国学力・学習状況調査の結果とコロナの影響について
	7) 地域、学校、保護者の三位一体のあり方に対する区の認識について
	8) 地域に寄り添う姿勢の希薄化について
	9) 短縮授業により失われた授業時数の確保について
	ICT教育に関すること
	10) タブレットパソコンの配布目的について
	11) タブレットパソコンの活用状況と効果および今後の取組について
	12) オンライン授業の役割や意義に対する区の認識について
	13) 授業のライブ配信の課題について
	14) 放課後オンライン授業の目的について
	15) 低学年児童へのオンライン授業について
	16) オンライン学習の課題およびその対策について
	17) 教員のICT機器の利活用能力や利用状況について
	18) 教員用のタブレットパソコン配備について
	19) オンライン授業の通信環境に係るこれまでの対策と今後の対応について
	20) パソコン教室の普通教室への転用について
	21) 学校の通信環境の状況について
	22) 通信環境強化に係る今後の対応について
	23) タブレットパソコンの持ち帰りと子供たちの身体的負担について
	学校の適正配置に関すること
	24) 過小規模校および単学級の校数と校名について
	25) 過小規模校対策における地域との議論や地域連携の推進について
	学校図書館に関すること
26) 小中学校の図書購入費用の実績について	
27) 図書購入費における来年度予算の増額検討について	
28) 学校図書館管理員の直接雇用に係る他自治体の状況と区の考え方について	
29) 学校図書館管理員の勤務時間と日数について	

教育に関する 質問内容	不登校対策に関すること
	30) コロナ禍前後での教育相談等の件数の推移について
	31) 2学期始業にあたり行った教育相談体制の充実と心のケアに関する取組内容について
	32) 子供との対話の機会をつくることの大切さに関する区の考え方について
	33) コロナの影響による自主休校が不登校につながらないための取組について
	34) 児童の心のケアのためのアプリの導入について
	35) コロナの影響により登校していない児童生徒の割合と学習支援について
	36) コロナの影響による自主休校中の学習の評価方法について
	37) 10月からの授業のライブ配信の実施について
	38) 不登校者数の増加に対する区の認識について
	39) 適応指導教室の委託における学習支援員の資格要件について
	40) 上石神井の適応指導教室に配置している学習支援員と事業者の契約関係の把握状況について
	41) 適応指導教室受託事業者のプロポーザル提案内容の履行状況について
	42) 適応指導教室機能強化事業の取組内容について
	43) コロナ禍による不登校児童生徒への影響について
	44) 不登校対策におけるICT活用について
	障害児・特別支援教室に関すること
	45) 特別支援学級等の教員数と免許保有率について
	46) 特別支援教育研修について
	47) 教員全体の指導力向上について
	48) 中学校の知的特別支援学級の生徒数と地域による人数の偏りについて
	49) 特別支援学級の新たな設置について
	50) 特別支援教室にかかる都ガイドライン改訂に対する区の認識について
	51) 都ガイドライン改訂による通級への影響について
	52) 特別支援教室の在り方について
	53) 特別支援教室の指導期間等について都に改めて要望する可能性について
	54) 特別支援教室における教員の配置基準について
	55) 特別支援教室における子供の授業時間について
	働き方改革に関すること
	56) 部活動指導経費の指導員謝礼の内訳と部活動指導員の役割について
	57) 部活動の教育課程上の位置付けと部活動の数について
	58) 教員の負担軽減のための複数顧問制度拡充と部活動指導員増員について
	59) 「運動部活動の在り方に関する方針」における「適切な休養日」について
	60) 大泉西中学校と連携している地域スポーツクラブの概要と参加状況の内容と導入の背景について
	小中一貫教育に関すること
	61) 小中一貫教育の弊害と利点について
	62) 教員の人格教育の実施状況について
	学校施設に関すること
	63) 小中学校における屋上防水等改修工事について
	64) 改築工事におけるコンストラクションマネジメント方式の活用について
	学校空調設備に関すること
	65) 普通教室の空調機のメンテナンス内容と更新時期について
	66) 体育館空調設置工事の今後の計画と財源確保について

教育に関する 質問内容	熱中症対策に関すること
	67) 熱中症対策として導入したテントの活用方法と学校からの声について
	68) 中学校での購入実績および不足している学校への配備について
	69) 熱中症警戒アラートが発令されたときの区の対応について
	70) 区として学校にガイドラインを示すことの検討について
	71) 各学校における危機管理マニュアルの見直しについて
	その他
	72) 練馬区SNSルール of 活用について
	73) SNSルールを定める際の子供の関わりについて
	74) 子供達に情報モラルを身に着けさせる取組について
	75) 児童通学案内指導員の追加配置について
	76) 私立幼稚園の預かり保育の補助に関する区の補助制度について
	77) 子ども子育て支援法に基づく新制度移行園と未移行園の園数について
	78) 保育料の現物支給の検討について
79) 外国人児童生徒総数と就学先不明の児童生徒数について	
80) 就学先不明の外国人児童生徒に対する積極的な働きかけについて	

(2) こども家庭費

①日時 令和3年10月6日(水) 午後1時～4時45分

②場所 全員協議会室

③質問要旨

児童・青少年 に関する質問 内容	放課後児童対策に関すること
	1) 緊急事態宣言解除前後の子供達の放課後の居場所について
	2) ねりっこクラブ増設とねりっこプラスの活用について
	3) 放課後子ども総合プラン推進等経費の不用額内訳について
	4) 学童クラブ開室継続を決断した区の考えと従事者への適切な支援について
	5) ねりっこプラスの現在の利用状況について
	6) ねりっこプラスの拡大について
	7) 早期の全校ねりっこクラブ設置と「いきなりねりっこ」の推進について
	8) 学童クラブの障害児巡回の指導対象と指導内容について
	9) 障害児が入会申請する際の仕組みについて
	10) 障害児の受入れ枠について
	11) 障害児に対応するスタッフの人数について
	12) 障害児の保護者からのニーズの把握と対応について
	13) ねりっこ学童クラブの広さや人員配置の学校間の違いについて
	14) ねりっこ学童クラブにおける適切な距離の確保と支援の単位について
	15) ねりっこクラブの運営について
	16) 近隣直営学童クラブの休室とねりっこクラブの設置について
	17) 休止中の学童クラブの再開について
	18) 学童クラブの増設について
	19) 学童クラブの支援員の処遇について
	保育に関すること
	20) 待機児童対策に対する区の意気込みについて
	21) 医療的ケア児の保育所利用状況について
	22) 多胎児やきょうだいの配慮について
	23) 避難訓練、研修、巡回指導の充実について
	24) 保育施設感染症対策支援事業補助金の執行残および感染対策について
	25) 保育士等のワクチン接種状況について
	26) ワクチンハラスメント等の差別を防止するための周知について
	27) コロナ対策に関する東京都緊急要望の回答状況について
	28) 換気整備等の助成事業の周知について
	29) 医療的ケア児の優先選考を開始する理由と目的について
	30) 医療的ケア児の入園までのプロセスについて
	31) 喀痰吸引を保育士が行うために必要な対応について
	32) 医療的ケア児支援法の制定に伴う区の医療的ケア事業への影響について
33) 医療的ケア児への医療行為の拡大に関する今後の展望について	
34) 新型コロナウイルス感染症にかかる保育現場の負担について	

児童・青少年に関する質問内容	35) 令和3年度の保育施設感染症対策支援事業補助金の見送り理由について
	36) 保育士向けのさらなる給付金の検討について
	37) アフターコロナを見据えた保育の向上に向けた取組について
	38) 委託が子どもに及ぼす影響と利用者からの意見への認識について
	39) 再公募園の保護者からの意見および事業者の実績評価について
	40) 運営事業者が変わった場合の区立園の理念の引継ぎについて
	41) 地域型保育の障害児受入実績について
	42) 障害児の受入までのプロセスについて
	43) 障害児保育の指導方法および加配について
	44) 専門の民間塾等との連携について
	45) 障害児保育のスキル向上に向けた取組について
	46) 幼保小の連携の合同研修会の実施について
	47) 病児病後児施設利用者の年齢層、疾病について
	48) コロナ禍における子どもの健康面への配慮について
	児童虐待防止に関すること
	49) 都区連携の実績と効果について
	50) 職員確保が課題となり児相設置を延期する自治体がある状況に対する認識について
	51) 人材育成と児童虐待対応の強化について
	52) 令和2年度の都から区への事案送致件数や内容、通告の増加要因について
	53) 都区協働による虐待通告振分の取組内容とこれまでと違う点について
	54) 都区合同の受理会議の形態と振分の基準について
	55) 具体的な振分のケースと対応、効果と今後の取組について
	56) 児相との連携強化と子ども家庭支援センターの見守りや寄り添い支援について
	57) 人員体制の強化と職員育成の取組について
	58) 子ども支援センター所長の都児相での経験と意気込みについて
	59) 一時保護解除後に関わる支援機関について
	60) これまでの虐待通告への対応について
	61) 地域子ども家庭支援センター職員の資格について
	62) 職員の確保について
	63) 区職員でないことによる支援業務への支障の有無について
	64) 地域子ども家庭支援センターの委託について
	子育てに関すること
	65) おむつや液体ミルク等を備えた子育て応援自販機の設置の捉え方について
	66) 子育て応援自販機の設置の課題について
	67) 子育て応援自販機の設置の試行について
	68) 育児支援ヘルパーの料金減額と多胎児ファミサポ利用券の利用実績について
	69) ベビーシッター事業と区の預かり事業の違いについて
	青少年活動に関すること
	70) コロナ禍での青少年育成地区委員会の実施状況について
	71) 今年度の青少年育成地区委員会の活動内容について
72) 今後の青少年育成地区委員会の活動方針について	
73) 青少年委員のスキルや活動について	

<p>児童・青少年 に関する質問 内容</p>	74) コロナ禍でのジュニアリーダー養成講習会の実施について
	75) コロナ禍での青年リーダーの活動について
	76) 青年リーダーの地域活動への結び付けについて
	練馬こどもカフェに関すること
	77) 補正額と不用額の内訳、昨年度の実績について
	78) 区民の反応とこれまでの取組の成果について
	79) 母親だけでなく父親対象のカフェを開催した経緯と結果について
	80) 今後の新しい取り組みや店舗等の拡大について
	その他
	81) 子ども医療費予算の算定について
	82) コロナ禍における子ども医療費の推移について
	83) 子ども医療費の現在の状況について
	84) 医療費抑制と高校生までの入院費の助成拡大について（要望のみ）
	84) 3歳の壁対策について
	85) 高野台保育園の民営化の目的について
	86) 民営化による財政効果について
	87) 区としての少子化対策の捉え方について
	88) 教育現場での少子化対策の捉え方について
	89) 出生者数の減少に対する認識について
	90) 今年度の第3子祝金申請状況について
	91) コロナ禍の厳しい財政状況における子育て支援サービスの充実について
	92) 区の過去の結婚支援の取組について
	93) ひとり親世帯臨時特別給付金の支給実績について
	94) 給付金対象者への周知方法について
	95) 子育て世帯生活支援特別給付金の現在の支給状況について
	96) ひとり親世帯以外に向けた周知の徹底について
	97) 新たな児童館要望の有無について
	98) 処遇改善加算Ⅱの研修受講の必須化と現在の進捗について
	99) 処遇改善加算Ⅱオンライン研修の検討について
	100) 保育所保育指針を踏まえた保育所と小学校の連携について

(3) 全款補充質疑

①日時 令和3年10月7日(木)午後1時～4時45分、8日(金)午後1時～4時45分

②場所 全員協議会室

③質問要旨

<p>教育に関する 質問内容</p> <p>児童・青少年 に関する質問 内容</p>	<p>学校教育に関すること</p> <p>1) 学校での主権者教育の充実に向けた取組について</p> <p>2) 学校での環境教育に対する取組について</p> <p>3) 学校におけるユニバーサルデザインに関する学びの機会について</p> <p>4) 現在の学校支援コーディネーターの配置状況について</p> <p>5) 学校支援コーディネーターの役割と具体的な教育活動の事例、効果について</p> <p>6) これまでの家庭地域の学校教育への参画と今後の地域社会との協働について</p> <p>7) オリンピック・パラリンピック教育の経緯やねらい、学校の取組について</p> <p>8) オリンピック・パラリンピック教育の学校の特色について</p> <p>9) オリンピック・パラリンピック閉会後の総括および今後へのつなげ方について</p>
	<p>ICT教育に関すること</p> <p>10) 令和2年度にタブレットパソコン配布に要した経費と5年間の総額について</p> <p>11) 経費における特定財源と財調の取扱いについて</p> <p>12) 非常時における今後のタブレットパソコンの活用について</p> <p>13) 区立・私立幼稚園のICT化の状況について</p> <p>14) 区立幼稚園における今後のICT化の推進について</p>
	<p>学校給食に関すること</p> <p>15) 昨年度実施した和牛肉提供事業の反応について</p> <p>16) 今年度の実施可能性について</p> <p>17) 区内業者や近隣店への食材発注について</p> <p>18) 学校給食での区内農産物の活用の進展について</p> <p>19) 一斉給食の回数増の検討について</p> <p>20) 学校給食における地場産農産物活用に対する認識について</p>
	<p>保育に関すること</p> <p>21) それぞれの保育施設でのICTの導入状況と効果について</p> <p>22) ICTの機能について</p> <p>23) 未導入の施設からの声と区の認識について</p> <p>24) 地域型等に対するICT導入活用支援員の派遣等のサポート体制の検討について</p> <p>25) スマートフォンを持たない人への支援について</p> <p>26) 地域型保育事業運営経費の不用額について</p> <p>27) 2歳児まで施設卒園児の優先選考の周知方法について</p> <p>28) 保育ママの欠員対策について</p> <p>29) 保育ママに関する利用調整の見直しについて</p> <p>30) 保育ママ等や家族が陽性となった場合の代替保育制度の確立について</p>
	<p>児童虐待防止に関すること</p> <p>31) 新設の面前DVに対応する係と配偶者暴力相談支援センターの連携について</p> <p>32) 都区連携による虐待通告の振分について</p> <p>33) 面前DVに対する認識について</p>
	<p>子育てに関すること</p> <p>34) 合計特殊出生率の低下傾向に対する区の認識について</p> <p>35) 23区のうち出生率の高い自治体における取組や要因について</p> <p>36) 子育て支援策の手続きの簡素化と子育てスタート応援券の対象事業拡大について</p>

教育に関する 質問内容	37) 外遊びに対する区の評価について
	38) 子育てスタート応援券における利便性向上について
	青少年活動に関すること
	39) 練馬子ども議会の来年度の実施について
	40) 若者サポートステーションにおける地域団体との交流について
児童・青少年 に関する質問 内容	41) 秩父青少年キャンプ場の見直しの進捗について
	その他
	42) コロナ禍における教員と子供のふれあいの時間確保について
	43) 教員によって在校等時間に差が生じる理由と在校時間削減方法について
	44) 「いきなりねりっこ」と近隣学童クラブについて
	45) ギフテッドの子供たちへの学校教育支援センターにおける対応について
	46) ギフテッドの子供たちへの学校における現在と今後の対応について
	47) コロナ禍の修学旅行実施における基本的な考えについて
	48) 緊急事態宣言解除後の修学旅行および移動教室の実施予定について
	49) 学校における子供目線による安全マップの全校作成と交通安全対策への活用について

2 令和3年度予算特別委員会

①日時 令和3年9月22日（水） 午後1時～4時45分

②場所 全員協議会室

③質問要旨

教育に関する 質問内容	図書除菌機設置に関すること
	1) 図書除菌機の設置時期や仕様について
	2) 独自事業で既に設置している指定管理者館への今後の対応について
	小中学校体育館の空調整備に関すること
	1) 空調整備予算の具体的な内容について
児童・青少年 に関する質問 内容	学校に貸与している携帯電話に関すること
	1) 貸与の目的と経緯について
	2) 学校における対応について
児童・青少年 に関する質問 内容	保育園のICT化に関すること
	1) 事業の目的について
	2) 保護者の利便性の向上について
	3) 保育施設におけるICT化の年度内の進捗見通しについて
	4) 区立保育園のICT化が遅れた理由について
	5) コロナ対応としてのICTの活用方法について
	6) 国が進めるシステム標準化のスケジュールと区の対応について
保育園の感染症対策について	
1) コロナによる長期休園時の受皿について	

令和 3 年 10 月 22 日

こども家庭部子育て支援課

令和 4 年度に向けた練馬区立学童クラブおよび練馬区ねりっこクラブ
運營業務委託事業者の決定等について

1 練馬区立学童クラブ委託事業者

(1) 早宮小学童クラブ

団体名：株式会社ウィッシュ

所在地：東京都渋谷区広尾 5-6-6 広尾プラザ 6 階

(2) 石神井小学童クラブ

団体名：株式会社東急キッズベースキャンプ

所在地：東京都世田谷区玉川 2-14-9 ツインシティーH 3 階

(3) 石神井小第二学童クラブ

団体名：株式会社東急キッズベースキャンプ

所在地：東京都世田谷区玉川 2-14-9 ツインシティーH 3 階

(4) 大泉西小学童クラブ

団体名：株式会社セリオ

所在地：東京都中央区日本橋堀留町 2-3-5

2 練馬区ねりっこクラブ委託事業者

(1) 春日小ねりっこクラブ

団体名：特定非営利活動法人保育サービスぽてと

所在地：東京都練馬区田柄 1-20-2

(2) 谷原小ねりっこクラブ

団体名：株式会社テンドーラビングケアサービス

所在地：東京都中央区銀座 3-9-19

(3) 北原小ねりっこクラブ

団体名：社会福祉法人雲柱社

所在地：東京都世田谷区上北沢 3-8-19

(4) 光が丘第八小ねりっこクラブ

団体名：株式会社ウィッシュ

所在地：東京都渋谷区広尾 5-6-6 広尾プラザ 6 階

(5) 練馬小ねりっこクラブ

団体名：株式会社明日葉

所在地：東京都港区芝 4-13-3 PMO 田町東 10 階

(6) 大泉第三小ねりっこクラブ

団体名：社会福祉法人白鳩福祉会

所在地：東京都板橋区高島平 5-34-7

(7) 大泉学園緑小ねりっこクラブ

団体名：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

所在地：東京都調布市調布ヶ丘 3-6-3

(8) 大泉北小ねりっこクラブ

団体名：特定非営利活動法人トレジャーボックス

所在地：東京都練馬区大泉町 5-28-4

(9) 光が丘夏の雲小ねりっこクラブ

団体名：社会福祉法人雲柱社

所在地：東京都世田谷区上北沢 3-8-19

3 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

4 委託期間

(1) 運營業務委託

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 準備委託期間

練馬区立学童クラブ

令和4年1月4日から令和4年3月31日まで

練馬区ねりっこクラブ

光が丘夏の雲小 令和3年12月1日から令和4年3月31日まで

大泉北小 令和4年1月4日から令和4年3月31日まで

※春日小・谷原小・北原小・光が丘第八小・練馬小・大泉第三小および

大泉学園緑小では準備委託は実施しない。

5 選定経過

令和3年7月上旬

区報および区ホームページにおいて委託事業者募集

8月上旬

審査（実地調査の実施・プレゼンテーションおよび
ヒアリングによる選考）

9月上旬

9月中旬 委託候補事業者を選定

令和3年10月7日 委託事業者の決定

6 委託実績

令和3年4月1日現在 59クラブ（ねりっこ学童クラブを含む）

令和4年4月1日現在（予定） 63クラブ（ねりっこ学童クラブを含む）

7 その他

(1) 放課後児童等の広場（民間学童保育）について

「ゆうゆうぽてと」は令和4年3月31日をもって閉室する。

(2) 医療的ケア児の受入れについて

児童館・地区区民館併設の学童クラブおよび小学校内学童クラブにおいて、新たに各1名の受入れ枠を設け、優先選考を実施する。